

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 平安時代の神社と神職

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加瀬, 直弥, Kase, Naoya メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002413">https://doi.org/10.57529/00002413</a>

## 序章 趣旨と構成

古代以来、神社は神まつりの場として歴史に登場する。そのまつりを執り行うのは、神職と総称される人々である。だが、歴史的に見ると、神社の祭神に対するだけが、神職の務めではなかった。本論文『平安時代の神社と神職』は、平安時代の神職に焦点を絞り、当時の社会における役割の解明を目的とする。

神職を対象とした主な理由は二つ存在する。一つ目は、対象とする時代の神職の総合的特質について、検討の余地が存在するからである。対象とする時代には、「神主」「祝」「禰宜」等、多種の神職が存在するが、本論文では神職を広く捉え、その神職の世俗面に及ぼす影響と、神祇信仰における神職の役割を具体的に解明することで、新たな神職像を浮き彫りにできると思慮した。

理由の二つ目は、神社という場に注目したからである。本論文で検討する時代の史料から確認できる神社のほとんどは、朝廷祭祀の対象である。だからといって神社は、朝廷とだけ関係を構築していたのではなく、鎮座する地域や関係する人々の影響を個別的に受けていると考えられる。文献史料の制約は承知の上で、多様性に留意する中で、神社の共通点をいかに見出せるか、そして、その共通点が表出される場で、神職が何をしていたか、それらを確認することを、本論文では特に意識した。

本論文では二部構成を取った。第一部は神社修造の検討を中心とした。神社修造は神社自体にも、またその周辺にも影響を及ぼすため、神社及び神職の動向把握がしやすいものと考えられる。また、平安時代を通じて朝廷は神社修造に関心を寄せており、それだけ神社および神職との接点を有している。神職の置かれた立場を浮き彫りにし、その実態解明を目指す上で、神社修造は重要な研究対象になる。本論文では、建築などからの見地ではなく、神事などの側面からの検討を試みた。

対して第二部は、神社の威厳を高める性格を持つ、「社格」と総称できる、神階や一宮という呼称などを取り上げる。神社の威厳が高まるということであれば、神職のそれとも対応する可能性が想起できる。その関係性を明らかにして、神職が社格の向上に果たした役割を確認することとした。

## 第一部 神社修造と神職

### 第一章 平安時代の神職と神社修造

本章は、神社修造に朝廷がいかなる基本姿勢を取っていたかを論じる。まず前提として、朝廷祭祀の祭儀から、朝廷と神社の関係の特質を導き出すため、『延喜式』所載の祈年祭・広瀬大忌祭・龍田風神祭の各祝詞や、『儀式』所載の賀茂祭の儀式次第を確認した。結果、朝廷祭祀であっても、朝廷が神社を規制する面は極めて限られており、神社における神職が一定の独立性を保っていたことが明らかになった。

さらに、この独立性は、神社の維持の上でも同様であった。特に、弘仁二・三年（八一・八二）の格は、神社在地で活動する役割を担った神職等に、実質的な社殿維持の責任をも負わせるものであったが、これが神社修造の基本原則に位置付けられていた。

この基本原則が確定したのが弘仁年間であった背景には、その直前に当たる延暦年間（七八二～八〇六）に神職制度の整備がなされた点などから導き出せる、神社の公的性の高まりの存在を指摘することができる。

### 第二章 古代神社の立地と神祇観

第二章以降は前章の各論に位置づけられるものである。第二章は、古代の神社の立地が確定した理由について、『風土記』などの文献史料の他、東大寺開田図などから追求した。結果、パター

ン化できるほど単純ではなく、多様性がある点が理解できた。典型例として、山が挙げられる。神社は誰しもが想定しやすい想定しやすい山麓ばかりでなく、当時から山頂部にも作られていた。しかしながら、大まかには卓越した自然地形上の特徴のある場所が選ばれる傾向があり、詳細な場の確定には、神への恐れが作用していたことが明らかになった。

### 第三章 古代の社殿づくりと神宝奉獻

この章では、朝廷の奉獻において、神宝がどのような意味を有していたかを明確化することにつとめた。『延喜式』巻八所載祝詞の中には、神宝を奉獻する旨に言及するものがあるが、これらの中には、実際の祭祀で神宝が準備されないものもある。春日祭・平野祭（久度古開を含む）の祝詞がこれに当たる。そこで、大和春日社の状況を確認すると、神社創建時に奉られた神宝を祝詞に表現していること、さらに、社殿と対になる形で、神宝が奉られている状況も理解できた。春日社の創建が天皇の意を反映している点も祝詞から読み取れるので、これらを総合的に考察すると、社殿造営と神宝奉獻が天皇の特別な意識のもとでなされたことが明らかになった。平野社も創建の状況を勘案する同様と解釈できる。従って、社殿造営とともに神宝を納める、伊勢神宮式年遷宮のあり方は、古代の一般的なあり方だったと理解できるのである。

### 第四章 平安時代前期における神社への神宝奉獻

神宝奉獻にいかなる意味があったかをまずは論じた。神社に対する朝廷の制度的な神宝奉獻は、平安中期に始まる大神宝使によるものだが、朝廷による奉獻の実態を網羅的にさかのぼると、元来それは天皇の意が強く反映された営為であることが理解できた。さらにこの章では、神宝として奉獻される品の種類の推移も確かめた。結果、奈良時代からほとんど変わっていない点が指摘できた。これは、五世紀の祭祀遺跡の考古資料が示す奉獻品が神宝と位置付けられていたということでもある。

### 第五章 奈良時代の神社修造

第五章と第六章は奈良時代以前から平安時代中期に至るまでの神社修造の制度的変遷を通観した。

第五章は奈良時代に焦点を絞った。基本原則の確定した弘仁二・三年以前において、神社修造の仕組みがどのようになっているか、その実態把握のためである。その修造の状況を六国史などから確かめると、国家的非常時などに朝廷が全国諸社の修造に関与してはいる。だが、『周防国正税帳』は、朝廷の関与は恒常的ではなかった上、対象も限定的であったことを示していた。

これとは別に、社殿維持に関する格は、国司の監督責任について言及しており、その点からすると、朝廷の修造関与があるとはいえる。だが、監督であって実質的な責任は問われていないところからは、神社を在地で維持する人々にその負担が委ねられていた現実を示しており、以降の神社修造システムの基本構図と変わりのないことを物語っていることが分かった。

### 第六章 平安時代中期の七道諸国における神社修造の実態

ここでは、平安時代前中期の朝廷の関与の仕方に注目した。弘仁の基本原則で朝廷は、風火非常の災害に際し、朝廷は言上を経て裁決をする役割を担っていた。それを踏まえた上で、朝廷が神社修造に携わる実例を網羅的に確かめると、そうした原則の枠とは関係なしに、直接携わる例が少なからず確認できた。ただし、そうした状況であっても、朝廷の関与は例外的な扱いである点には変わりなく、神社が自力で修造などの維持に責任を負う構図は、基本原則策定以降も変化がなかったと指摘できる。

この章ではあわせて、修造に際して監督責任を負っていた国司にも焦点を絞った。国司は神社修造の原則通り、修造されない際の監督責任が問われはしていた。しかしながら、『政事要略』を確認すると、その責任から逃れられ得るシステムが十世紀には構築されていたことが分かった。

さらに、それが十一世紀になると公式に是認されるまでになっていたことが、『北山抄』から読み取れる。神社の荒廃が制度的に許容されていたのである。そうした中、国司は神社修造の事実を示し、受領功過で良好な成績を得ようとする動きを積極的に取る例もあった。だが、彼ら自身の自力で修造を行ったと明確に理解できる状況は存在しない。つまり、既存の修造体制に便乗している国司の実態が浮き彫りになる。この面からも、神社側の実質的な修造負担が基本であったと了解できるのである。

## 第七章 平安時代中期の賀茂社司

第七章では、山城下鴨・上賀茂両社の神社神職の雑務に焦点を当てた。その端緒として寛仁元年（一〇一七）の両社への愛宕郡の神郡寄進を採り上げ、この際に明らかになった神職の特質を抽出したが、その中から、神社維持の責任を神職に負わせる動きを見出せた。この責任はもともと存在していたが、それが時代を追って重くなっていったということである。

一方で、賀茂社の神職の位階の叙位状況から、著しい威厳高揚が果たされた点に着目し、世俗面での負担と裏腹の状況を確認した。こうした状況を総合的に検討した結果、この動きが、神職の公的性を高める結果を生み出したことを指摘した。

## 第八章 奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織

第一部の最後にあたる第八章は、神社における仏教の影響について、その具体例から考えた。神宮寺など、神のために設けられた、神社に関係する仏教施設は、奈良時代から平安時代前期にかけて数多くの例が確かめられる。ところが、豊前弥勒寺や常陸鹿島神宮寺など、奈良時代創建の神宮寺などの維持については、平安時代前期になると、軒並み関連する神社の神職がその責任を負うようになっていた。さらに注目すべきは、そのような方針を定めたのが朝廷であった点である。つまり、神仏関係深化の一翼を朝廷が担っていたことが理解できた。結果的に、神職は神社の社殿だけでなく、神社に関連する仏教施設に対しても、朝廷によって維持の責任を負わされていた状況が浮き彫りとなった。

総じて第一部では、神職の負担が大きくなり、それは神社を独立した基盤のもとで、実質的な経営を求められるようになった結果だという、その経緯が了解できた。その反面、それにかかわる朝廷は、祭祀を通じた関連は有しても、神社そのものの存続に関しては、明確かつ手厚い対応をしていなかった実態を浮き彫りにすることが、特にできた。

## 第二部 神社の社格と神職

### 第一章 平安時代の諸国における神社の社格

### 第二章 文徳朝・清和朝における神階奉授の意義

続く第二部では、神職の持ち得た権威に特に焦点を当てた。そこで特に注目したのが神階である。この神階は、平安時代前期以降、朝廷神社制度の指標として理解され、それは祭祀制度である官社制度に代わって、秩序維持を担ったとされる。

その実態を探るため、六国史などかわ分かる神階奉授の状況を網羅的に整理分析したところ、西暦八五〇年代に当たる文徳朝において、朝廷が官社制度を補完する形で展開させていること自体は裏付けられた。嘉祥三年（八五〇）末に行われ、大社・名神を位階の基準とした、天下諸神への一斉奉授がその具体例といえる。

だがこの時期、各地の特定の神社に対し、意識して三位以上の神階を奉授していた。六国史を確認すると、さらに一部の神階奉授は「特加」などと呼ばれている。三位という基準を重視する意識の程度が窺えるところである。すなわち、この時代は、神階三位という基準を設け、それ以上に叙された神社を格別視する姿勢を持ち始めていた時代と評価できるのである。なお、文徳朝から少なくとも三十年程度は、三位以上の神社神祇の数が極端に増加するような事態はなかった。

秩序を保って三位以上の神階を奉っていたことは明白である。

その三位以上神社の神職に対しては、把笏という特典が認められた。この時期も斉衡二年（八五五）、つまり文徳朝である。把笏は元来官人のいわゆる特権であったが、平安時代初期の段階では、限定的ではあったが神社神職に認められていた。これが神階を基準として、制度上広く認められるという状況にまで至ったのが、斉衡二年であった。この点を踏まえると、神職の公的性が認められた契機として、文徳朝が明確に位置づけられることが分かった。

さらに、特に第一章では、平安中期以降、神階が神祇の秩序付け、特に一国単位でのそれに大きな役割を果たした実態を明らかにした。これは従来さまざまに言及されてきたが、神階が平安時代を通じて、国によっては意義のあるものであったことを、『筑後国神名帳』や滋賀県塩津港遺跡出土起請文木簡を取り上げ、論証した。

### 第三章 康和五年官宣旨に見る神祇官と地方神社

平安時代末期における「一宮」の実態について論じた。当時一宮を称した諸社を俯瞰すると、当該国内で神階が抜きん出て高位であった事実がなく、当時中央と諸社との直接的接点を持つ数少ない神事であった、大神宝奉獻の対象でもなかった神社が圧倒的であった。

さらに、神祇官に年貢を納める神社を列挙した永萬元年（一一六五）の「神祇官諸社年貢注文」には、年貢を納める神社の何社かで、一宮と表記されている。要するに、国内における神社の地位向上に神祇官が関与し、その過程の中で「一宮」という呼称が広まったと理解できるのである。

### 第四章 平安時代後期の神職補任

中世的な神祇信仰が展開するに当たって、従来看過されてきた十二世紀の神祇官の役割を、『朝野群載』所収の神祇官移を端緒とし検討した。その結果、神祇官が諸国神社の神職補任に積極的に関与する状況が浮き彫りになった。中には国司が補す職とは別の神職を神祇官が用意までしていた。こうした状況を整理して少なくともいえることは、神祇官が独自の神職補任を推し進めていたという実態である。この傾向は、前章でも取り上げた「神祇官諸社年貢注文」からもうかがえる。そこから、神祇官の権威に基づき、神社とその神職との威厳高揚が広くはかれていた事実が見いだせる点、反面、神祇官の存在が神祇制度推進の中で絶対的な位置づけになく、独自の努力が必要だったという点を指摘した。

なお、第三章・第四章を通じた検討の中で、とりわけ一宮の呼称の使用状況に着目して導き出した結果として、天皇即位一代一度の大神宝奉獻が、全国的な朝廷の対神社神事の中で極めて重い位置づけにあったことを解明した。すなわち、中央宮廷と地方神社の数少ない接点である大神宝奉獻は、全国的な視点から見れば、神社制度の核といえる。そして、それを支持し、補完する形で、神祇官と神職との構築された関係が存在していた点も理解できた。

### 第五章 源頼朝と一宮

第五章では、これまで述べてきた関係が、後の時代にいかなる影響を及ぼしていたかを考えることを目的とした。対象として、源頼朝と一宮との関係性の明確化につとめた。全国的な視点からいけば、一宮が朝廷神祇制度の基準となり、実質的な意味を持ち始めたのは、建久二年（一一九一）のいわゆる建久新制が契機になるという点をまず指摘した。これと比較する形で頼朝の対一宮の施策を確かめると、関東という地域限定ではあるものの、「一宮＝諸国の代表」という位置付けとして認識していたことが明らかになった。その上で、一宮が単なる朝廷との接点模索の結果としての象徴的存在であるにとどまらず、従来多様な信仰を受け入れる素地を構築していた実態を解明し、そこに頼朝が着目した点を明らかにした。

### 終章 平安時代の神職の特質と神社の展開

以上、第一部では、実質的な基盤強化がなされぬままに神社が朝廷の管掌下に置かれていく過

程を論じつつ、実質面での担い手となった神職に対しては、公的性の付与を以てこれに朝廷が応えていた点を明確にした。また第二部においては、公的性を担保する朝廷の存在に、神職が強く期待していた実情を示しつつ、その具体的な関連性が変化し、それが一宮と関連する形での、神祇官と神社の密接化に結びついたと論じた。他方で、そうした一宮がいわゆる開かれた存在としていた点を、当該論文全体の流れの中では指摘した。

これらから、特に平安初期の神社制度の確立と、それに続く神階による神社の秩序付けが、神職の地位の公的性を高め、他方で実質的な維持管理の役割を決定づけたと論じた。そしてこの点が、後代の神職の性格にも軽くない影響を与えたことを見出した。